

U・Iターン費用助成金のご案内

1. 適用範囲

移転前住所から当社までの通勤時間が片道90分以上の時間、もしくは50km以上の距離を有するもので内定後に上越市内に引越しを行い、住民票を移した方。

- ・上越市内での持ち家、実家の有無は問わない
- ・遠隔地手当申請者は対象外

2. 助成金額

助成金額は下表のとおりとする。

区分	金額
①未婚者（独身者）	10万円
②既婚者で単身での転居	10万円
③既婚者で家族帯同での転居など	15万円

※既婚者は、同一世帯の構成員を指す。（夫婦、親子、兄弟等）

複数人での引越し	引越回数	入社人数	金額
同一住居→同一住居への引越	1回	1人	15万円
同一住居→同一住居への引越	1回	2人以上	15万円を人数割
同一住居→別住居への引越	1回	2人以上	15万円を人数割
同一住居→別住居への引越	それぞれ引越し	2人以上	入社人数1人につき10万円

3. 支給時期

試用期間終了後の到来する、初回賞与時（6月,12月）に支給。

4. 支給申請

U・Iターン費用助成金の支給を受けるものは、U・Iターン費用助成申請書【様式1】を人事総務課へ提出し承認を受けること。※入社後に詳しく説明いたします。

■申請時の必要書類

- ・住民票コピー（内定後の取得日で住所変更前と後が確認できるもの）
住民票に移動前住所の記載がない場合は、居住実績を確認できる資料（公共料金支払い書コピーなど）
- ・移転前住所から当社までのルート検索（グーグルマップ等）の画面印刷（A4サイズ）

5. 支給の中止

賞与支給時までには住所変更があった際は速やかに人事総務課まで申し出ること。

状況によっては、支給対象外となる場合もある。

継続して就業することが見込めない（休職、退職予定等）場合は、基準を満たしていても支給を行わない。

お問合せ

新潟太陽誘電（株）人事総務課

代表：025-545-2511



2023/3/1